

北海道公営住宅入居選考要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、道公営住宅の入居者の募集、申込み、選考等について北海道営住宅条例（平成9年条例第11号。以下「条例」という。）及び北海道営住宅条例施行規則（平成9年規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般公募 条例第4条に規定する入居者の募集のうち、募集期間を短期間に設定して実施するものをいう。
- (2) 随時公募 条例第4条に規定する入居者の募集のうち、募集期間を長期間に設定し、又は期間を設定せずに実施するものをいう。
- (3) 子育て世帯向け住宅 条例第8条の2に規定するあらかじめ指定した子育てに適する道公営住宅をいう。
- (4) 単身者向け住宅 道公営住宅のうち、条例第6条に規定する老人等、被災者等又は居住制限者若しくは条例附則第8項の規定が適用される者のうち、現に同居し、又は同居しようとする者がいないもの（以下「単身者」という。）に対し供給するものをいう。
- (5) 一般世帯向け住宅 道公営住宅のうち、前2号に掲げる以外の住宅をいう。
- (6) 特定目的住宅（以下「特目住宅」という。） 単身者向け住宅及び一般世帯向け住宅のうち規則第8条に定める住宅であって、特定の要件を具備する者を優先して選考し入居させることを目的としたものをいう。
- (7) 一般住宅 単身者向け住宅及び一般世帯向け住宅のうち、前号に掲げる住宅以外の住宅であって、条例第40条又は第47条の規定により、社会福祉法人等又は中堅所得者等に使用させるものを除いたものをいう。

第2章 入居者の公募

(一般公募)

第3条 総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）は、条例第5条の規定により公募を行わずに入居させる場合を除き、一般公募により入居者を募集しなければならない。

(随時公募)

第4条 総合振興局長等は、一般公募により入居者を募集したにもかかわらず、入居者が決定されなかったことにより引き続き空家となる住宅について、一般公募によらなくても入居を希望する者の公平を逸しないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、当該住宅に限り随時公募により募集することができる。

- 2 随時公募により入居者を募集する場合は、原則として入居申込順に入居者を選考するものとする。

(計画的な一般公募の実施)

第5条 総合振興局長等は、各年度において年間の公募計画を策定するなどして、計画的に一般公募を実施しなければならない。

- 2 総合振興局長等は、各年度において、原則年4回（概ね四半期毎）、一般公募を実施しなければならない。
- 3 総合振興局長等は、次回一般公募まで空家住宅とすることが管理上適当でないと認めるときは、第1項の規定にかかわらず、任意の時期に一般公募を実施することができる。

(公募の周知)

第6条 総合振興局長等は、公募の実施に当たり、規則第5条第1項に定める方法により、広く住民に周知しなければならない。

(一般公募の方法)

第7条 総合振興局長等は、一般公募により入居者を募集するときは、次の2項により募集区分を設定し、併せて募集する住宅の戸数を定めるものとする。

2 募集区分は募集しようとする住宅を次の各号に応じて順次区分して設定するものとする。

(1) 道公営住宅にあつては、子育て世帯向け住宅、単身者向け住宅並びに一般世帯向け住宅の別

(2) 単身者向け住宅及び一般世帯向け住宅にあつては、特目住宅と一般住宅の別

(3) 特目住宅にあつては、特目住宅の区分の別

(4) 団地の別

(5) 間取りの別

3 総合振興局長等は、前項に定める方法のほか、募集する住宅の住戸専用面積（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第2条第2号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）、設備の状況、家賃の額等の要件を勘案し、更に細分化して募集区分を設定することができる。

4 総合振興局長等は、特目住宅及び単身者向け住宅の入居者を募集しようとするときは、あらかじめ、これらの住宅について指定しなければならない。

5 総合振興局長等は、入居者を募集するに当たり、あらかじめ募集区分を明らかにしなければならない。

6 総合振興局長等は、借上げに係る道公営住宅の入居者を募集するに当たり、あらかじめ当該道公営住宅の借上げ期間の満了時に当該道公営住宅を明け渡さなければならない旨を明らかにしなければならない。

7 総合振興局長等は、子育て世帯向け住宅の入居者の募集に当たり、あらかじめ期限付入居決定に関する必要な事項を明らかにしなければならない。

(申込方法の特例)

第8条 総合振興局長等は、必要と認めるときは、あらかじめ入居を申し込む者に必要な事項を申告させることにより、入居申込書に添付すべき書面の一部又は全部の添付を省略させた上で、申し込ませることができる。この場合にあつては、入居申込書に当該申告内容を記入させなければならない。

2 総合振興局長等は、前項の規定により書面の一部又は全部の添付を省略させる場合は、電子申請及び電子申請以外のそれぞれの受付方法において、入居を申し込む者の一部のみについて適用してはならない。

3 総合振興局長等は、第1項の規定により書面の一部又は全部の添付を省略した場合であっても、入居者として決定しようとする者については、入居決定までの間において総合振興局長等が定める期限までに、当該入居申込書に添付すべき書面のうち添付を省略させたものについて提出させなければならない。

4 総合振興局長等は、第1項の規定により書面の一部又は全部の添付を省略する場合は、入居者として決定しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、入居を決定してはならない。

(1) 入居申込書に添付すべき書面の一部又は全部を提出しないとき。

(2) 入居申込書に添付すべき書面により、入居者資格を有していないこと若しくは特目住宅に優先して選考されるための要件又は条例第9条第4項に規定する当選率の引き上げを受ける者が規則第8条の2各号のいずれかに該当するための要件を具備していないことが明らかとなったとき。

5 総合振興局長等は、第1項の規定により書面の一部又は全部の添付を省略する場合は、あらかじめ、入居を申し込む者に対し必要な事項を明らかにしなければならない。

第3章 子育て世帯向け住宅、特目住宅及び単身者向け住宅の指定等

(子育て世帯向け住宅の指定)

第9条 条例第8条の2に規定するあらかじめ指定する子育て世帯向け住宅は、別表1のとおりとする。

(その他特目住宅)

第10条 規則第8条の表第10号に掲げるその他の特定目的住宅は、別表2の左欄に掲げるものとし、その住宅に優先して選考するための要件は、同別表の左欄に掲げる住宅の区分に応じ当該中欄に掲げるものとする。

(特目住宅)

第11条 特目住宅は、次のとおり区分する。

- (1) 建設特目住宅 特定の要件を備える者を優先して入居させることを目的として整備した住宅をいう。
- (2) 仕様特目住宅 高齢者、身体障がい者等の居住性の向上を図るために特別な仕様で整備され、又は日常生活の補助等の特定の福祉施策が実施される住宅をいう。
- (3) 管理特目住宅 前2号に掲げる住宅以外の住宅のうち、総合振興局長等が特目住宅として指定した住宅をいう。

(特目住宅の指定方法等)

第12条 建設特目住宅及び仕様特目住宅は別表3のとおりとし、総合振興局長等は、これらの住宅を特目住宅に指定するものとする。

2 管理特目住宅は、次の各号に掲げるものとし、総合振興局長等は、それぞれ各号に定める要件に該当する住宅を特目住宅に指定するものとする。ただし、第7号及び第8号に規定する住宅にあっては別表4に掲げる広域再編型により整備された住宅に限るものとし、札幌市に所在する住宅にあっては、第4号、第7号及び第8号を除く。

- (1) 高齢者等世帯向け住宅 エレベーターが設置されていない中低層住宅における1階部分の住宅であって、建設特目住宅又は仕様特目住宅のいずれにも該当しないもの
- (2) 母子世帯及び父子世帯向け住宅 1回の公募における公募戸数の1/10(端数切上げ)を上限として、総合振興局長等が必要と認め指定する住宅(ただし、総合振興局長等は、特に必要と認めるときは、上記算式により算出した戸数に若干数を加えた戸数を指定することができる。)
- (3) 大家族世帯向け住宅 間取りが4LDKの住宅
- (4) 多子世帯向け住宅 間取りが4LDKの住宅
- (5) 小学生以下同居世帯向け住宅 1回の公募における公募戸数の3/10(端数切上げ)を上限として、総合振興局長等が必要と認め指定する住宅(ただし、総合振興局長等は、特に必要と認めるときは、上記算式により算出した戸数に若干数を加えた戸数を指定することができる。)
- (6) 新婚世帯向け住宅 1回の公募における公募戸数の1/10(端数切上げ)を上限として、総合振興局長等が必要と認め指定する住宅(ただし、総合振興局長等は、特に必要と認めるときは、上記算式により算出した戸数に若干数を加えた戸数を指定することができる。)
- (7) 転入世帯向け住宅 1回の公募における公募戸数の1/10(端数切上げ)を上限として、総合振興局長等が必要と認め指定する住宅(ただし、総合振興局長等は、特に必要と認めるときは、上記算式により算出した戸数に若干数を加えた戸数を指定することができる。)
- (8) 移住世帯向け住宅 1回の公募における公募戸数の1/10(端数切上げ)を上限として、総合振興局長等が必要と認め指定する住宅(ただし、総合振興局長等は、特に必要と認めるときは、上記算式により算出した戸数に若干数を加えた戸数を指定することができる。)
- (9) 東日本大震災避難世帯向け住宅 東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)の影響により道内へ避難している世帯の状況を勘案し、総合振興局長等が必要と認め指定する住宅
- (10) その他の特定目的住宅 別表2の特定目的住宅の欄に掲げる住宅の区分に応じ、当該指定要件の欄に定める住宅

3 前項第2号及び第5号から第8号までの公募戸数には、建設特目、仕様特目、子育て世帯向け住宅、大家族世帯向け住宅、多子世帯向け住宅及び単身者向け住宅として公募する戸数は含めない。

4 第2項第1号、第2号、第5号から第8号及び第10号のうち車いす対応住宅(管理特目住宅)の総数は、前項の公募戸数の1/2未満とする。

5 総合振興局長等は、管理特目住宅に入居の申込みがなく、又は入居を申し込んだ者の数が募集戸数に満たないことにより、当該住宅の入居要件を具備するものが入居しないことが明らかであるものについて、前3項の規定にかかわらず、次の募集において管理特目住宅として指定しないことができる。

(管理特目住宅に係る指定の特例)

第13条 総合振興局長等は、一般住宅（ただし、第2条第4号に定める住宅を除く。）のうちから車いす対応住宅を指定することができる。

- 2 前項の指定できる一般住宅は、原則として車いす対応住宅のあるユニバーサルデザインにより整備された団地の住宅とする。
- 3 総合振興局長等は、前条第5項の規定にかかわらず、当該住宅が空家となった場合は、次の募集において管理特目住宅として指定しないことができる。

(単身者向け住宅の指定方法)

第14条 総合振興局長等は、住戸専用面積が50㎡以下の住宅を、原則として単身者向け住宅として指定するものとする。

- 2 総合振興局長等は、入居者を募集しようとする団地に住戸専用面積が50㎡以下の住宅がなく、又は不足しているものと認めるときは、前項に定める住宅のほか、住戸専用面積が60㎡以下又は間取りが3DK以下の住宅のうちから単身者向け住宅を指定することができる。

第4章 入居申込の受付

(受付の実施方法)

第15条 総合振興局長等は、一般公募に係る入居申込みの受付を行うときは、入居を申し込もうとする者の利便性等に配慮して、必要に応じ会議室等を活用して受付会場を設営するものとする。

- 2 受付会場の設営に当たっては、入居を申し込もうとする者のプライバシーに配慮するとともに、高齢者、身体障がい者等受付の待ち時間による負担が大きいと考えられる者に配慮しなければならない。
- 3 入居申込みの受付に当たっては、受付事務を迅速に行い、受付の待ち時間をできる限り短縮するよう努めるとともに、必要に応じて受付番号の交付、受付待ち時間の表示、相談窓口の設置等を行うものとする。
- 4 電子申請による受付期間は、持参提出による受付期間よりも期間を短縮することができる。

第5章 入居者の選考

(選考の実施)

第16条 入居者の選考は、募集区分ごとに行うものとする。

(公開抽選会の実施)

第17条 総合振興局長等は、前条の選考において、入居申込者の数が募集する住宅の戸数を超えるときは、公開抽選会を実施するものとする。

- 2 公開抽選の出席者は入居申込みの有無を問わないものとし、総合振興局長等は、出席者が2名以上ある場合に、公開抽選会を実施するものとする。
- 3 入居申込者の公開抽選への出席は原則として任意によるものとする。
- 4 総合振興局長等は、公開抽選の結果を、公表又は入居申込者に通知するものとする。

(公開抽選における当選率の引上げ)

第18条 総合振興局長等は、一般住宅に係る募集区分における入居者の選考に当たっては、条例第9条第4項の規定により、入居申込者のうち規則第8条の2各号に規定する要件に該当する者について、要領の定めるところにより公開抽選において当選率を引き上げなければならない。

- 2 総合振興局長等は、条例第9条第5項に規定する者について、要領の定めるところにより公開抽選において当選率を引き上げなければならない。

(仕様特目住宅に係る選考の特例)

第19条 仕様特目住宅であって、入居者を選考する際に福祉部局等との協議を要するものについては、本要綱の規定にかかわらず、別に定める方法により選考するものとする。

(車いす対応住宅に係る選考の特例)

第20条 総合振興局長等は、第13条第1項により指定した管理特目住宅がある団地において車いす対応住宅に空家が生じた場合は、当該管理特目住宅の入居者を条例第5条第1項第7号の規定により車いす対応住宅への入居の斡旋に努めるものとする。

2 総合振興局長等は、斡旋しようとする車いす対応住宅の戸数が当該管理特目住宅の戸数に満たないときは、原則として入居順に入居者を選考するものとする。

(入居補欠者の決定及び順位)

第21条 総合振興局長等は、必要に応じ、公開抽選の際に入居補欠者を決定することができる。

2 入居補欠者を決定しようとする場合は、それぞれの募集区分の入居申込者のうち公開抽選で当選しなかったもの(以下「落選者」という。)を対象に行うものとし、落選者の数が決定しようとする入居補欠者の数を超えるときは、抽選により決定するものとする。

2 前項の規定により入居補欠者を決定した場合において、当該入居補欠者の順位は、抽選による当選順とする。

3 総合振興局長等は、公開抽選の当選者が入居を辞退し、又は入居資格を満たしていないことが明らかとなったときに、入居補欠者のうち最も順位が高い者を入居者として決定することができる。この場合において、当該入居補欠者が入居を辞退し、又は入居資格を満たしていないことが明らかとなったときは、次の順位の者を入居者として決定することができるものとし、以下同様に繰り下がるものとする。

4 入居補欠者の決定は、それぞれの募集区分ごとについて全ての入居者が決定したときに、その効力を失う。

(新婚世帯の対象)

第22条 規則第5条の3第6号及び規則第8条第6号の要件並びに規則第8条の2第14号に規定するものは、入居者及びその配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)の年齢が合計70歳以下であり、次のいずれかに該当する者であることとする。

(1) 入居者及びその配偶者が婚姻関係である場合には、その婚姻の届出の日から2年を経過しない者であること。

(2) 入居者及びその配偶者が事実婚関係である場合には、その同居を開始した日から2年を経過しない者であること。

(3) 入居者及びその配偶者が婚約関係である場合には、概ね3ヶ月以内に婚姻の届出をする予定であること。

2 前項第2号に該当する者が婚姻の届出をした場合は、前項第1号には該当しないものとする。

附則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
附則
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
附則
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

子育て世帯向け住宅

所在地	団地名	戸数	備考
岩見沢市	わかば中央	3	
美唄市	であえーる中央公園	20	
芦別市	であえーる緑幸	7	
三笠市	であえーるサントウン岡山	4	
深川市	であえーる北光中央	15	
余市町	であえーるまほろば第一	4	
岩内町	栄夕陽ヶ丘	4	
室蘭市	であえーる中島	27	
登別市	であえーるはまなす	10	
函館市	であえーる大森浜	30	
北斗市	であえーる新函館北斗駅前	10	
木古内町	であえーる駅前	4	
江差町	円山通り	4	
七飯町	大中山	5	
旭川市	であえーる宮下東	31	
留萌市	サンセット留萌	10	
稚内市	であえーる大黒	16	
北見市	高栄	15	
北見市	であえーる常盤	16	
網走市	サンリッチヴィラ2	14	
紋別市	であえーる幸	10	
幕別町	あおば	10	
釧路市	川北	9	
釧路市	であえーる幸	25	
根室市	であえーる明治	18	

別表 2

その他の特定目的住宅として知事が認めるもの

特定目的住宅	要件	特目住宅の指定要件
高齢者等単身者向け住宅	入居者が60歳以上又は規則第5条の3第1号に該当する者で、かつ、現に同居し、又は同居しようとする者がいないこと。	(管理特目住宅) 別表3に掲げる高齢者等世帯向け住宅並びにエレベーターが設置されていない中高層住宅おける1階部分の住宅であって、建設特目住宅又は仕様特目住宅のいずれにも該当しないもののうち、第14条第1項若しくは第2項の規定により単身向け住宅として指定する住宅
転入単身者向け住宅	道内の他の市町村から転入する者で、かつ、現に同居し、又は同居しようとする者がいないこと。	(管理特目住宅) 建設特目住宅又は仕様特目住宅のいずれにも該当しないもののうち、第14条第1項若しくは第2項の規定により単身向け住宅として指定する住宅
移住単身者向け住宅	道外から移住する者で、かつ、現に同居し、又は同居しようとする者がいないこと。	(管理特目住宅) 建設特目住宅又は仕様特目住宅のいずれにも該当しないもののうち、第14条第1項若しくは第2項の規定により単身向け住宅として指定する住宅
東日本大震災避難単身者向け住宅	東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)の影響により道内へ避難している者で、かつ、現に同居し、又は同居しようとする者がいないこと。	(管理特目住宅) 建設特目住宅又は仕様特目住宅のいずれにも該当しないもののうち、第14条第1項若しくは第2項の規定により単身向け住宅として指定する住宅
身体障がい者向け住宅	入居者又は同居者が次のいずれかに該当する者であること。 ア 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当すること。 イ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者であって、その障がいの程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症又は恩給法別表第1号表ノ3の第1款症のいずれかに該当すること。	(仕様特目住宅) 別表3に掲げる住宅
車いす対応住宅	1 入居者又は同居者が日常生活において車いすを使用することを常態としている者であって、次のいずれかに該当すること。 ア 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当すること。	(仕様特目住宅) 別表3に掲げる住宅 (管理特目住宅) 原則、車いす対応住宅のあるユニバーサルデザインにより整備された団地の住宅のうち

	<p>イ 戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者であって、その障がいの程度が恩給法（大正 12 年法律第 48 号）別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症又は恩給法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症のいずれかに該当すること。</p> <p>2 管理特目住宅においては、1 の要件のほか、入居者又は同居者若しくは同居しようとする者が継続的な医療を要する障がい者であって常時介護を必要とする者であること。</p>	車いす対応住宅として指定する住宅
視覚障がい対応住宅	<p>入居者又は同居者が視覚に障がいがある者であって、次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号の 1 級から 4 級までのいずれかに該当すること。</p> <p>イ 戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者であって、その障がいの程度が恩給法（大正 12 年法律第 48 号）別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症又は恩給法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症のいずれかに該当すること。</p>	（仕様特目住宅） 別表 3 に掲げる住宅
聴覚障がい対応住宅	<p>入居者又は同居者が聴覚に障がいがある者であって、次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号の 1 級から 4 級までのいずれかに該当すること。</p> <p>イ 戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者であって、その障がいの程度が恩給法（大正 12 年法律第 48 号）別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症又は恩給法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症のいずれかに該当すること。</p>	（仕様特目住宅） 別表 3 に掲げる住宅
シルバーハウジング住宅	入居者又は同居者が当該住宅について定められている北海道シルバーハウジング管理方針に規定されている要件に該当すること。	（仕様特目住宅） 別表 3 に掲げる住宅
要介護者等同居世帯向け住宅	入居者又は同居者に介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定による市町村の認定を受けた者がいること。	（建設特目住宅） 別表 3 に掲げる住宅

別表3

高齢者等世帯向け住宅

名称	特目区分	所在地	団地名	戸数	備考	
高齢者等世帯向け住宅	仕様特目	夕張市	紅葉山橋見	12	高齢者改善	
			鹿の谷	4	高齢者改善	
		岩見沢市	かえで	6	高齢者改善	
			新東町	36	高齢者改善	
			南利根別	10	高齢者改善	
			第3かえで	28	高齢者改善	
			赤平市	宮下	10	高齢者改善
		滝川市	滝の川	8	高齢者改善	
			啓南	35	高齢者改善	
		砂川市	すずらん	12	老人世帯向け	
		札幌市	栄通	14	高齢者改善	
			厚別光陽	9	老人世帯向け	
			厚別光陽	44	高齢者改善	
			光星第3	32	高齢者改善	
			白樺	61	高齢者改善	
			栄町	59	高齢者改善	
			苗穂グリーン	37	高齢者改善	
			琴似八軒	28	高齢者改善	
			舜寒	27	高齢者改善	
			真駒内A	80	高齢者改善	
			真駒内B	47	高齢者改善	
			真駒内C	12	高齢者改善	
			真駒内D	30	高齢者改善	
			真駒内F	33	高齢者改善	
			真駒内H	36	高齢者改善	
			苗穂第2グリーン	64	高齢者改善	
			厚別	21	高齢者改善	
			山の手	4	高齢者改善	
			大谷地	28	老人世帯向け	
			大谷地	16	高齢者改善	
			東苗穂	144	高齢者改善	
			江別市	大麻中町	84	高齢者改善
				大麻宮町	56	高齢者改善
		大麻沢町		26	高齢者改善	
		大麻南樹町		71	高齢者改善	
		大麻西町		16	高齢者改善	
		北広島市	白樺町	28	高齢者改善	
		石狩市	花畔	52	高齢者改善	
		小樽市	塩谷	8	高齢者改善	
			塩谷B	6	高齢者改善	
			高島	14	高齢者改善	
			オタモイ西	14	高齢者改善	
入船第2	12		高齢者改善			
新光	12		高齢者改善			
桜東	8		高齢者改善			
望洋	22		高齢者改善			
倶知安町	白雪	8	高齢者改善			
	羊蹄	12	高齢者改善			

	岩内町	野束	16	高齢者改善
	室蘭市	絵鞆	4	高齢者改善
		大沢町	4	高齢者改善
		祝津	18	高齢者改善
	苫小牧市	青葉町	6	高齢者改善
		弥生	18	高齢者改善
		日新町	18	高齢者改善
		大成町	22	高齢者改善
	登別市	登別西	16	高齢者改善
		若山	10	高齢者改善
	函館市	旭岡	52	高齢者改善
		柳町	20	高齢者改善
		大川町	62	高齢者改善
		駒場町	11	高齢者改善
		ともえ	11	高齢者改善
		人見町	5	高齢者改善
	北斗市	七重浜	32	高齢者改善
		東浜	10	高齢者改善
	旭川市	春光第1	27	高齢者改善
		春光第2	8	高齢者改善
		神居	4	高齢者改善
		春光高台	9	高齢者改善
		神楽岡ニュータウン	48	高齢者改善
		啓北	63	高齢者改善
		第2神楽岡	48	高齢者改善
	名寄市	ノースタウン名寄	4	高齢者改善
	留萌市	栄町	10	高齢者改善
	稚内市	末広	12	高齢者改善
		北見市	双葉	6
	北見市	中の島	6	高齢者改善
		網走市	G T 川`-サイト`	8
	帯広市	緑西	11	高齢者改善
		柏林台2	12	高齢者改善
		公園東町	6	高齢者改善
		緑ヶ丘	11	高齢者改善
		西帯広	14	高齢者改善
		新緑	24	高齢者改善
		新緑第2	19	高齢者改善
	釧路市	住之江	26	高齢者改善
		新富士	30	高齢者改善
釧路町	睦	20	高齢者改善	

その他の特目住宅

名称	特目区分	所在地	団地名	戸数	備考
身体障がい者向け住宅	仕様特目	函館市	人見	4	
車いす対応住宅	仕様特目	岩見沢市	福祉村	10	
		美唄市	コスモス	1	
		札幌市	白樺	4	
			山の手	8	
		真駒内E	2		

			豊平公園	1	
			光星第4	2	
		石狩市	花畔	8	
			グリーンコート花川	4	
			セターコート花川	3	
		江別市	大麻沢町	4	
		千歳市	やまとの杜	2	
		北広島市	泉町	2	
		小樽市	奥沢中央	2	
			築港	2	
		苫小牧市	錦岡	2	
		函館市	旭森	1	
			であえーる大森浜	1	
		旭川市	宮下西	2	
			神楽岡ニュータウン	1	
		稚内市	末広	2	
		北見市	サンライズ北二条	2	
		帯広市	柏林台中央	2	
		釧路市	ことぶき	4	
			川北	2	
根室市	であえーる明治	1			
視覚障がい対応住宅	仕様特目	札幌市	光星第4	7	
聴覚障がい対応住宅	仕様特目	札幌市	光星第4	6	
		函館市	人見	3	
シルバーハウジング住宅	仕様特目	芦別市	芦別ふれあい	10	
		美唄市	であえーる中央公園	9	
		南幌町	柳陽	20	
		江別市	大麻沢町	56	
		千歳市	やまとの杜	35	
		江差町	円山通り	15	
		名寄市	マーガレットヴィア	23	
		留萌市	サネット留萌	10	
		北見市	高栄	10	
		網走市	サリッパヴィア	30	
		紋別市	であえーる幸	14	
		美幌町	新町	12	
		幕別町	とがち野	15	
		釧路市	ルインヴィア	17	
要介護者等同居者世帯向け住宅	建設特目	札幌市	季実の里	8	

別表 4

広域再編型

所在地	団地名	戸数	備考
余市町	であえーるまほろば第一	12	
苫小牧市	植苗中央	16	
北斗市	であえーる新函館北斗駅前	40	
木古内町	であえーる駅前	39	